

平成22年11月29日
図書等刊行委員会

農学部図書館における修士論文の取り扱いについての申合せ

1. この申し合わせは個人情報保護法、著作権法を順守し、修士論文を本学部の貴重な学術成果として適正に保存するために、第331回研究科委員会（平成22年10月18日）承認にもとづき、信州大学農学部図書館における修士論文の取り扱いについて、必要な事項を定めるものである。
2. この申し合わせにおいて「修士論文」とは、「農学研究科修士課程の学位論文審査及び最終試験並びに終了判定実施要項 4 学位論文の保管」による、農学部図書館が保管する学位論文のことをいう。
3. 農学部発行の刊行物へ修士論文の著者名、論文名等の情報を掲載し発行する場合は、同意書（著者と主指導教員連名）を必要とする。
4. 修士論文は自由閲覧できない場所に保管するものとする。
5. 修士論文の閲覧は著者本人の許諾を必要とするが、主指導教員が農学部在籍している場合は、事前に主指導教員の意向を確認するものとする。
6. 修士論文の複写は著者本人の許諾を必要とするが、主指導教員が農学部在籍している場合は、事前に主指導教員の意向を確認するものとする。
7. 修士論文の閲覧及び複写について、著者への連絡は依頼者自身が行うこととするが、わからない場合は農学部図書館が可能な範囲で仲介することとする。
8. 信州大学機関リポジトリ（SOAR-IR）への登録は、主指導教員と著者の希望により可能とする。

附則

この申し合わせは、平成22年11月30日から施行する。